

選定療養費について

【選定療養費とは】

「初期の治療は地域のクリニックで、高度・専門医療は病院で行う」という、医療の役割分担を目的として厚生労働省により定められた制度です。

この制度に則り当院では、下記の金額を診療費とは別にお支払いいただいております。

初診時選定療養費

(紹介状をお持ちでない場合)

医科：7,700円 (税込)

歯科：5,500円 (税込)

再診時選定療養費

(他院へ紹介後、患者さんの希望で再度当院を受診する場合)

医科：3,300円 (税込)

歯科：2,090円 (税込)

当院を通院中の患者さんであっても、**同一日に通院中の診療科以外の診療科**を、**紹介状または院内紹介なし**で受診されると**選定療養費がかかります。**

ご不明な点は北棟2階総合受付までお問い合わせください。

時間外選定療養費のお支払いについて (救急受診される患者さんへ)

当院は、二次救急告示病院として、緊急性の高い方や重症者を24時間体制で受け入れています。これらの患者さんへの迅速な対応の維持と人員配置の関係上、**2024年7月1日(月)17:15以降**、健康保険法診療報酬規定に沿い下記金額を診察代に加えてお支払いいただきます。

※時間外選定療養費は**全額自己負担**となります。

時間外選定療養費 7,700円(税込)

【対象時間】

外来診療日 17:15～翌朝8:45

上記以外 終日

本制度の対象外となる方

- | | |
|---------------|---------------|
| ・紹介状持参の方 | ・救急車で搬送された方 |
| ・入院に至った方 | ・国の公費負担制度対象の方 |
| ・災害により被害を受けた方 | ・労働災害、交通事故 |
| ・15歳未満の方 | |

患者様へ

当院では、厚生労働大臣が定める病態にある患者様を除き、180日を超えて
患者様の自己選択により入院加療となった場合は、医療費とは別に

1日につき2,785円(税込)

を徴収させていただきます。

※療養担当規則 第5条第2項の規定どおり、
受け取る費用は当該療養に要するものとして
適正に行います。